

## 鳥取県造林事業実施要領の運用について

制 定 平成18年6月13日付第200600016903号  
最終改正 令和6年8月2日付第202400109973号  
鳥取県農水産部長通知

鳥取県造林事業実施要領（平成14年8月2日付森保第337号鳥取県農林水産部長通知。以下「要領」という。）の細部は、本運用によるものとする。

### 第1 事業区分の細則

- 1 被害森林整備を松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が5%以上の松林（天然林を含む。）において実施することができるものとする。
- 2 重要インフラ施設周辺森林整備における協定においては、事業を円滑に実施するため、事業主体とインフラ施設管理者等の役割分担や費用負担のあり方を明記するよう努める。

### 第2 事業の内容の細則

- 1 要領第1に規定する事業内容については、次の各項のとおりとする。
- 2 人工造林、樹下植栽等
  - (1) 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。
  - (2) 人工造林又は樹下植栽等の対象樹種は、要領第5の5の(2)に定めるもののほか、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢が10年以上のものとする。
  - (3) 人工造林又は樹下植栽等に用いる苗木については、「山林用主要苗木の標準規格設定について」（昭和33年12月24日付33林野造第16622号林野庁長官通知）に即し、県が定める規格に適合した優良なものを使用することを旨とする。
  - (4) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと県が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。
  - (5) 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。
    - ア 立木の蓄積が1haあたりおおむね30m<sup>3</sup>以上80m<sup>3</sup>以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が1haあたりおおむね100束以上である場合）において行うものであること。
    - イ 立木の蓄積が1haあたりおおむね30m<sup>3</sup>以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うもの又は保全松林緊急保護整備として行うものであること。
  - (6) 特殊地拵えを実施した場合は、原則として、実施した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。
  - (7) 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね20%の範囲内とする。

- (8) 特殊地拵えには搬出集積を含むことができるものとする。
- (9) 補植は、人工造林により1,500本/ha以下の植栽を行った森林において、気象害等(鳥獣害は除く。)による枯損率(枯損苗本数/植栽本数)がおおむね30%以上発生した場合に、植栽を実施した年度の翌年度の初日から起算して5年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として1回に限り行うことができるものとする。

### 3 花粉発生源植替え

- (1) 立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体(事業主体が森林所有者から施業の実施について委託を受けている場合を含む。)が実施する場合に限るものとし、伐倒については、当該林分の主林木(スギ及びヒノキ人工林に限る。)のおおむね70%以上について行うとともに、植栽については、コンテナ苗の花粉の少ない品種等を使用するものとする。
- (2) 当該施業が森林法第11条に規定する森林経営計画(以下「森林経営計画」という。)に基づかない場合にあつては、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号)第5条の申請書又は鳥取県造林事業費補助金交付要綱(平成14年8月2日付森保第336号鳥取県農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。)第9条で規定する特定機関の場合、交付要綱第13条第1項の届出書(以下「申請書等」という。)提出時に、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる場合に限るものとする。
- (3) 当該施業について、現に野生鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生するおそれがある林分で実施する場合には、林木被害防止施設等整備により、植栽した造林木の保護に努めるものとする。
- (4) 当該施業において用いる花粉の少ない品種等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」(平成13年6月19日付13林整保第31号林野庁長官通知)の別紙の1の花粉の少ない品種と苗木の定義によるほか、次の品種、カラマツやコウヨウザン等の針葉樹及び広葉樹とする。
  - ア スギ精英樹八頭6号
  - イ スギ精英樹八頭9号
  - ウ スギ精英樹東伯3号

### 4 雪起こし

雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の30%以上が倒伏した林分において実施できるものとする。

### 5 倒木起こし

倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した年度及び翌年度内とする。

### 6 下刈り

下刈りは、原則1齢級以下の林分を補助対象とする。ただし、2齢級の林分であつて、目的樹種の平均樹高が3m以下の林分、又はクズ、竹が繁茂している林分において、下刈りの必要性がある場合はこの限りでない。

### 7 枝打ち

枝打ちは、本数実施率が60%以上、かつ、地上1m以上の高さの生枝を1m以上打ち上げたものを補助対象とする。なお、枝打ちの高さは地上おおむね8mを上限とする。

### 8 除伐

- (1) 除伐を実施する場合は、不用木(育成しようとする樹木以外の木竹であつて、育成しよう

する樹木の生育の妨げとなるものをいう。)を全て除去するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の10%未満とする。

- (2) 森林緊急造成による除伐においては、不用木が主林木の成長を阻害することが明かに予想される場合には、12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において実施することができるものとする。
- (3) 除伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐を実施していない場合に補助対象とする。

## 9 保育間伐・間伐

- (1) 保育間伐及び間伐において、不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。)を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%(地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%)以上伐採する場合に補助対象とする。
- (2) 保育間伐及び間伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。
- (3) 特定機能回復事業による保育間伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。
- (4) 前号のうち、早期に実施する必要があると認められる場合においては、第2号本文の規定は適用しない。
- (5) 間伐を実施する場合の「搬出材積」は、原則として搬出した丸太の材積とする。

## 10 更新伐

- (1) 更新伐において、不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。)を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%(地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%)以上伐採する場合に補助対象とする。
- (2) 更新伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。
- (3) 特定機能回復事業による更新伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。
- (4) 前号のうち、早期に実施する必要があると認められる場合においては、第2号本文の規定は適用しない。
- (5) 更新伐を実施する場合の「搬出材積」は、原則として搬出した丸太の材積とする。
- (6) 更新伐のうち、整理伐(天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。)を行う場合は、伐採率はおおむね70%以下(ただし、森林経営計画に基づいて行う場合は、この限りではない。)の定性伐採を行うものとする。
- (7) 更新伐のうち、人工林整理伐(人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進

することを目的とするもの（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合は、伐採率は当該主林木のおおむね50%以下の定性伐採（0.05ha以下の群状伐採を含む。）とする。ただし、特定機能回復事業による更新伐は、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採を可能とする。

- (8) 面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付5林整整第925号林野庁長官通知）に定める方法により伐採を行うものとする。
- (9) 更新伐を実施した施行地については、天然更新作業又は広葉樹の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。

11 要領第1の1の(1)のケのただし書きにおいては、次の表の左欄に該当する林齢階層の区分に応じ主林木が右欄に掲げる本数を超過している林分を補助対象とする。

間伐対象林分の齢級及び林齢		間伐後の100m <sup>2</sup> 当たり成立本数（本）
齢級	林齢	
13 齢級	61年～65年	8
14 齢級	66年～70年	7
15 齢級	71年～75年	7
16 齢級	76年以上	7

12 林相転換特別対策（特定スギ人工林）における一貫作業

- (1) 一貫作業は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。
- (2) 一貫作業は、「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」（平成30年3月29日付29林整整第977号林野庁森林整備部整備課長通知）に則り、各作業を並行又は連続して実施するものとする。
- (3) 一貫作業において、前生樹を伐採するに当たり、生物多様性の保全の観点から、高木性の広葉樹等については、単木的に保残することができるものとする。
- (4) 第2項第2号、第3号及び第9号の規定は、一貫作業における植栽について準用する。
- (5) 当該事業において用いる花粉症を発症させるおそれがないと認める樹種は、3の(4)に準じることとする。なお、広葉樹であって、1ha当たり2,000本以上の植栽を行う場合は県の承認を得るものとする。

13 衛生伐

衛生伐については、松くい虫による被害本数が対象地の被害が5%未満の激甚でない松林において行うものとする。

14 鳥獣害防止施設等整備

- (1) 鳥獣害防止施設等整備には、獣害防護柵のほか、食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。
- (2) 鳥獣害防止施設等整備は、一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。
- (3) 獣害防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行

地を含む森林を対象とすることができるものとする。

- (4) 鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、次に掲げる全ての要件に該当すること。
  - ア 森林環境保全整備事業の実施における標準的な規格（過去に示されていたものを含む。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。
  - イ 改良の内容については、防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに起因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。
- (5) 特定機能回復事業による鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、地方公共団体と森林所有者により締結された協定等の対象とする森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行われるものを補助対象とする。
- (6) 保全松林緊急保護整備による鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、衛生伐以外により樹種転換を実施した森林において行われるものを補助対象とする。

#### 15 林床保全整備

林床保全整備は、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

#### 16 荒廃竹林整備

荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐又は更新伐で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施の翌年度の初日から起算して3年後までの間に実施できるものとする。

#### 17 森林作業道整備

- (1) 施業対象区域の拡大を伴わないなど森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設は実施できないものとする。
- (2) 森林作業道における施工管理については、「造林事業における森林作業道の施工管理資料の整備について」（平成27年12月14日付第201500137930号森林づくり推進課長通知）に定める方法により行うものとする。なお、当該方法により施工管理資料を整備している路線については、鳥取県森林作業道実施基準（平成23年3月31日付第201000193342号農林水産部長通知）第5の1の（1）の簡易設計に該当するものとみなすことができる。
- (3) 一定期間施業に先行して実施されるとは、森林作業道の整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に実施されることであり、この期間内に施業を行うことを原則とする。なお、この期間内に施業が行われなかった場合は、その事由を明らかにするものとする。
- (4) 先行実施された森林作業道整備への補助金交付にあたっては、整備後に実施する施業について確認するものとする。
- (5) 森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当すること。
  - ア 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。
  - イ 改良の内容については、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付22林整整第656号林野庁長官通知）第2に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。
  - ウ 原則として本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。）であって、開設の翌年度の初日から起算して3年以上を経過したものの改良であること。
  - エ 当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。

(6) 森林作業道の復旧については、防風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当すること。

ア 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の復旧に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。

イ 復旧の内容については、「森林作業道作設指針」第2に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

ウ 異常な天然現象

(ア) 降雨については、最大24時間雨量が80ミリメートル以上であること。最大24時間雨量が80ミリメートル未満の場合、72時間にわたる連続雨量が120ミリメートルであること。又は、最大時間雨量が20ミリメートル以上であること。

(イ) 融雪については、融雪量を降水量に換算した量をもって、降雨による災害に準じた取扱いとする。

(ウ) 地震（一般的に震度4以上の場合）及び地すべり。

エ 採択基準

(ア) 路面洗掘で、深さが概ね15センチメートル未満の路面補修は、補助対象外とする。

(イ) 幅50センチメートル程度の崩土除去のみの補修は、補助対象外とする。

(ウ) 暗渠の維持管理を怠っていたことで呑口が閉塞していたこと等により、路体が崩壊した場合の路体の改良等は、補助対象外とする。

(エ) コンクリート路面工においては、現地状況を精査し、林業用機械の通行の安全確保のため、必要であると認められる場合は、補助対象とする。

## 18 森林保全再生整備

(1) 森林保全再生整備を実施する鳥獣等による被害を受けた森林は、原則として、「森林被害報告について」（昭和53年5月18日付53林野保第235号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。

(2) 鳥獣等による被害を受けた森林の保全再生に必要なと県が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。

(3) 鳥獣の捕獲・処分に当たっては、あらかじめ十分な技術的指導を受け、鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。

## 19 とっとり豊かな森づくり協働事業における竹林対策

要領第1の6の(1)のウに規定する竹林対策において、竹林の林種転換を実施する場合の下刈りは、植栽の翌年度の初日から起算して5年を経過する年度までの実施を補助対象とする。

## 20 特定機能回復事業に係る協定書（例）について

森林緊急造成、被害森林整備及び林相転換特別対策（特定スギ人工林）を実施するに当たり必要な協定書（例）は様式第1号から様式第3号までのとおりとする。

## 21 共生環境整備事業

(1) 要領第1の3の(1)のイの(ア)の森林環境教育促進整備、同(イ)の森林健康促進整備及び同(ウ)の里山林機能強化整備に定める林間広場並びに同(イ)の森林健康促進整備に定める健康増進広場を実施する場合は、当該林間広場及び健康増進広場の樹冠疎密度（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条に規定する樹冠疎密度をいう。）を10分の3以上とするものとする。

(2) 要領第1の3の(1)のイの(エ)の市民参加型森林整備の機能保持上必要な施設とは、地域住民の参加により森林の保全・管理を行う上で、また、当該森林の利用者の利便性及び安全確保上必要不可欠な機能を有する施設とし、共生環境整備事業の一環として整合性を保つものとする。

- (3) 要領第1の3の(1)のイの(イ)の森林健康促進整備の間伐材等を利用した簡易な休憩施設等は、間伐材等を利用した簡易なフィールドアスレチック、ベンチ等とし、利用者が安全・快適に利用でき得る構造及び耐久性を有する施設とし、共生環境整備事業の一環として整合性を保つものとする。
- (4) 要領第1の3の(1)のイの(ア)の森林環境教育促進整備に規定する自然観察ゾーンの造成は、食餌木植栽、野草地造成等による野生動植物観察ゾーン（野鳥の森、昆虫の森等）、郷土の森、森林・林業の体験の森等の整備とする。
- (5) 林内歩道等について
  - ア 林内歩道、森林空間作業道、絆の森作業道の開設後は維持管理主体を定め、その維持管理に努めるものとする。
  - イ 林内歩道は、利用者の通行可能な構造規格とし、入り込み者等の通行の安全等を確保するため、必要に応じて階段、安全柵等を設けることができるものとする。
- (6) 要領第1の3の(1)のオの用地等取得は、取得対象地が事業の実施に当たって必要不可欠であり、取得後、事業の用途に供されることが確実で、かつ、土地及び立木竹を買い入れる以外に当該対象地を確保する方法がない場合に限って実施するものとする。ただし、買入対象地において森林空間作業道等土地のみの使用を目的として土地と立木竹をあわせて取得し、その後、当該立木竹を伐採することが明らかな場合、又は土地が他の所有のまま立木竹のみを取得する場合は、当該立木竹の取得は補助対象としない。
- (7) 実行経費に係る補助金の算出に当たっては、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）第16の規定を準用する。  
なお、要領第1の3の(1)のウの付帯施設整備及びエの林内歩道等整備の補助金の算定は、類似の事業を参酌するものとし、共生環境整備事業としての整合性を保つものとする。
- (8) 用地等取得の買入価格は、当該対象地の周辺の類似地の取引価格等を勘案して、自由な取引が行われるとした場合において、通常成立すると認められる適正な評価に基づく価格とする。
- (9) 事業主体は、管理運営主体を定め、森林空間総合整備事業完了後、入り込み者の確保を図るほか、その適正な維持管理に努めるものとする。  
なお、入り込み者数等利用実態について、その把握を行うものとする
- (10) 要領第1の3の(1)のイの共生環境整備は、補助対象年齢を特に定めないものとする。

## 22 特定森林造成事業における特定林地改良

- (1) 要領第1の4の特定森林造成事業における特定林地改良は、要土壌改良対象地又は森林病害虫等により主林木が被害を受けた土地で、森林の機能の早期かつ確実な回復を図るため土壌改良を行う必要のある土地及び林地化を図る耕作放棄地等において行うものとする。
- (2) 特定林地改良は、事業対象地の土壌母材の種類及び土壌の肥沃度により類別及び級別に区分し、これらの組合せにより施業方法を定めるものとする。ただし、耕作放棄地等を事業対象地とする場合には、当該地域の標準的な施業方法により実施することができる。
  - ア 類別区分は、次表のとおりとする。

類別	定義	説明
I類	(1)花崗岩類  (2)第三系及び洪積統 砂質 砂礫質 壤質	花崗岩の深層風化によるマサ土又はその二次堆積物  第三系及び洪積統土層のうち、互層の中表層が砂質又は砂礫質で不透水層が比較的深いもの。  鉱物結晶がまばらでみかけは固いが軽い衝撃で容易に碎ける堅密な砂土。 二次堆積物は有機物も交じり堅密度はやや低い。 施業は比較的容易である。 砂質土壌を形成し物理的条件はよい。
II類	石英粗面岩類	石英粗面岩が風化した黄色ないし白色の埴土又はその二次堆積物  表面浸蝕に対しては比較的抵抗性がある安定している。 堅密な埴土全般に不透水層が浅く出現していることが多い。 二次堆積物は有機物も交じり堅密度はやや低い。ただし、崩積地以外は不透水が極めて浅く施業は困難である。
II類	第三系及び洪積統  (1)埴質、埴礫質  (2)砂礫質	第三系及び洪積統の土層のうち  互層の中表層が埴質又は埴礫質のもの。  互層の中表層が砂質又は砂礫質であって砂質不透水層が比較的浅いもの。  物理的に極めて堅密で林木の成長はよくない。  表面は薄く砂質土壌を形成するが、物理的条件はよくない。

- (備考) 1. 赤色土は、砂質はI類に、埴質及び埴礫質はIII類に区分する。  
2. 和泉砂岩、安山岩、凝灰岩、古生層等を母材とする土壌は、砂質及び埴質で透水性のよいものはI類に、その他の砂質及び埴質並びに一般の埴質はIII類に、埴質で特に不透水層が浅く出現しているときはII類に区分する。

イ 級別区分は、次表のとおりとする。

級別	定義(代表的植生アカマツによる)
A級	アカマツが全くはえていないか、又は低木状態のものが点在するだけの土地
B級	アカマツが一面にはえているが、低木状態で成長がほとんどとまっている土地
C級	アカマツの天然更新は可能であるが、十分な収穫が期待できない土地
D級	森林病虫害により主林木の5パーセント以上が被害を受けた土地で土壌改良を行う必要のある土地

ウ 施行基準は次表のとおりとする。

種別	級別		A級	B級	C級	D級
	項目					
I類	植物樹種	土壤改良木	ヒメヤシャブシ、オオバヤシャブシ、ヤシャブシ等	オオバヤシャブシ、ヤシャブシ、アカシア類	ヤマハンノキ、アカシア類等	C級に同じ
		主林木	土地条件によりマツ類を20パーセント以内混植することができる。	土地条件によりマツ類を30パーセント以内混植することができる。	土地条件によりマツ類又はヒノキを70パーセント以内混植することができる。	通常の造林樹種で土地条件に適合するものを85パーセント以内混植することができる。
	植栽本数 (ha当たり)		6,000～8,000本	5,000～6,000本 アカシア類の単純植栽は2,500～3,000本	4,000～5,000本 アカシア類の単純植栽は2,000～2,500本	地方慣行(通常の造林技術)による。
	植穴(耕うん)		幅30～50cm 深さ25～35cmの平行溝	幅30～50cm 長さ60～100cm 深さ25～35cm	幅30～50cm 深さ25～35cm	直径、深さ各25～35cm
	肥料1本当たりの有効成分	土壤改良木	窒素5～9g 燐酸、加里各2～5g	A級に同じ	窒素6～8g 燐酸、加里各2～4g	C級に同じ
主林木		窒素7～15g 燐酸、加里各3～8g	A級に同じ	窒素6～12g 燐酸、加里各3～6g	C級に同じ	
II・III類	植物樹種	土壤改良木	ヒメヤシャブシ、ヤマモモ等	A級に同じ	ヤマハンノキ、ヤシャブシ、ヤマモモ等	C級に同じ
		主林木	I類に同じ	I類に同じ	I類に同じ	I類に同じ
	植栽本数 (ha当たり)		5,000本～7,000本	4,500本～5,500本	3,500本～4,500本	
	植穴(耕うん)		I類に同じ	I類に同じ	I類に同じ	
	肥料(1本当たりの有効成分量)		I類に同じ	A級に同じ		

(備考) 生育が早く樹冠占有面積が大きい等密植を避ける必要がある苗木の植栽本数はアカシア類に準ずる。

(3) 特定林地改良事業の施行基準は、前号によるほか次によるものとする。

ア 裸地についてはアルファルファ、ラジノクローバー、ハギ等の草類を播種する。また、植栽木の周辺にもできるだけこれらを播種する。

イ 草類を播種する土地及びその他の酸性の強い土地については、地拵えの際、石炭を平方メートル当たり約60g施用する。

ウ A級及びB級については、植穴ごとに約120g埋わら等により有機物を補給する。

エ 植栽樹種、本数、肥料投与量等については、前号ウが全国共通の概括的基準であることを勘案し、適用地域の土地条件等に十分適合するよう定める。

オ 今後引き続き成長見込みのある広葉樹等が前生樹として生立している場合はその本数だけ土壤改良木の新植に代えて当該前生樹(以下「有用前生樹」という。)を活用することができる。

この取扱いは、有用前生樹がまとまって生立している、概ね100m<sup>2</sup>以上の個所について、その区画を明らかにして行う。

また、有用前生樹の成長促進を図るため、必要に応じて耕うん、施肥、整枝等を行う。

カ 低劣な立地条件を補うため必要と認められる場合には、敷わら、客土、排水溝防風柵、防火樹帯等を設けることができる。ただし、これらの作業に伴う標準経費は、事業本体の標準経費の50%の範囲内とする。

## 23 特定森林造成事業における耕作放棄地等森林造成

要領第1の4に定める特定森林造成事業における耕作放棄地等森林造成の実施に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

(1) 市町村における土地利用の総合的な見地から耕作放棄地等における森林造成が計画され、森林造成が技術的に可能な対象地であること。

(2) 本事業の人工造林、樹下植栽、改良については、次のいずれかに該当する箇所において実施するものとする。

ア 現状の樹冠疎密度が0.3未満の林分であること。ただし、計画的な伐採に伴う伐採跡地は除

く。

イ 地域森林計画の対象森林以外の土地であること。

ウ 林分を構成する有用な樹種の本数が少ない、又は生育が不良であること。

(3) 本事業の保育は、原則として、本事業で人工造林等を施行した林分について行うものとする。

### 第3 事業規模の細則

- 1 要領第1の各事業の事業規模で定める1施行地とは、原則として接続する区域とする。
- 2 施行地内の施業が不要な箇所であって、1カ所の面積が原則0.01ha以上であるものは除地とする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等の生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha以上であっても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。
- 3 水田跡地の人工造林で行う事業においては、前項によらず1施行地の面積は0.05ha以上とする。
- 4 森林環境保全直接支援事業の事業規模で定める搬出材積(ha当たり10m<sup>3</sup>以上)には、間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用した分の材積は含めないものとする。
- 5 施行地の境界について  
造林地として認める最大外周は、外側の植栽木から2mの範囲内で、地拵えが完了している区域とする。

### 第4 事業主体等の細則

- 1 森林所有者のうち、分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第2条に規定する分収林契約(以下「分収林契約」という。)を締結した者にあつては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。
- 2 県は、森林所有者の団体から補助金の交付申請があつた際は、「森林法施行令第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件」(平成14年10月15日農林水産省告示第1630号)の第1項、第2項及び次の事項を確認するものとする。
  - (1) 規約の内容
  - (2) 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容
  - (3) 施行地の森林所有者
- 3 県は、森林所有者の団体が事業を実施する場合、当該団体に対し、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するよう指導するものとする。
- 4 鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備又は森林作業道整備の事業主体は、当該事業主体以外の事業主体が一体的に行うべき事業を実施する場合にも、補助対象とすることができる。
- 5 特定機能回復事業において、市町村が実施する寄付や分収林契約解除等により公有化した森林は、事業を実施する前年度の末日からさかのぼって10年以内に公有化したものに限る。

6 特定機能回復事業における事業主体が自ら所有する森林には、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。

#### 第5 実施計画の細則

知事及び市町村長は、「緑の雇用」事業の実施により森林環境保全整備事業の新たな従事者が就業している地域の実施計画の作成に当たっては、これらの新たな就業者の円滑な定着化に適切な配慮を行うよう努めるものとする。

#### 第6 農山漁村地域整備交付金にかかる事前計画

花粉発生源植替えを実施するに当たり事前計画を様式第4号のとおりとする。

#### 第7 森林作業道の維持管理

森林作業道の開設、改良及び復旧（平成22年度以前に開設した作業道等の改良を含む。）を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、別途定める様式により森林作業道台帳を作成するとともに、県からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。

#### 第8 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業に係る特記事項

要領第1の各事業においては、次の規定によるほか、第9から第16を適用する。

(1) 次の表の左欄に掲げる外国樹種を右欄に掲げる地域に植栽又は播種を行う場合には、林野庁長官の包括承認があったものとして取り扱うものとする。

樹種	地域
テーダマツ	北海道、青森、岩手、秋田を除く都府県
スラッシュマツ	四国、九州
ストローブマツ	石川、岐阜、愛知以北の都道県
オーシュウアカマツ	北海道
オーシュウトウヒ	北海道
カラマツ属	全国
イチョウ	全国

#### 第9 事業の予定及び事業の確認等に必要な書類等について

事業及びこれに関係する補助金交付等の事務を適正かつ円滑に行うため、事業主体（事業主体になろうとする者を含む。）は、次のとおり事業の予定及び実行の確認に必要な書類の整備等を行うものとする。

1 事業主体は、必要に応じて、当該事業年度に予定している事業の内容、事業量等を記載した事業予定調書を県に提出するものとする。

#### 2 現地写真

事業主体は、事業の施行地ごとに、事業の必要性や実施した内容がわかるよう、事業実施前及び事業完了後の状況を撮影するものとする。

(1) 撮影する写真は、原則として位置情報が記録されたものとするほか、下刈りの施行地では、必要に応じて遠景及び近景を撮影するものとする。なお、人工造林の施行地において、4回目以降に実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

- (2) 保育間伐又は更新伐のうち特定機能回復事業により気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰並びに森林作業道の改良では、開設後の経過年数及び施業終了後の要件を適用しないで森林作業道の復旧を実施する場合にあっては、事業実施前の状況についても撮影するものとする。
- (3) (1)及び(2)によるほか、「鳥取県造林事業における現地写真撮影について」(平成28年6月21日付第201600050677号森林づくり推進課長通知)に定める方法により行うものとする。

### 3 現地測量の実施

事業主体は、現地測量を実施する場合にあっては、以下により実施するものとする。

- (1) コンパス等による測量の場合は、許容される誤差の限度は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とし、これを超えるときは再測量を行う。
- (2) 地球測位システム(GNSS)等による測量の場合は、許容される誤差の限度は座標値3.000(3メートル)以内とし、これを超えるときは再測量を行う。
- (3) 測量を実施した施行地の測点には、長期間施行地に残存可能であるコンクリート製又はプラスチック製の永久杭を1箇所以上設置することとし、しゅん工検査時に主要測点の復元を求められた場合には、復元できるようにしておくものとする。
- (4) 測量成果は、当該施行地における次回以降の補助金交付申請の際に使用できるよう、適切に管理及び保存しておくものとする。
- (5) 地球測位システム(GNSS)等による測量の場合は、しゅん工検査時に当該機器を準備し、測量野帳等のデータの精度を確認できるようにしておくこと。

### 4 チップ用材の搬出材積を算出する場合に用いる換算係数

スギについては1トン当たり $1.493\text{m}^3$ 、ヒノキについては1トン当たり $1.202\text{m}^3$ とする。スギとヒノキが合わせて積載しており、積載割合が算出されている場合は、その割合に併せて按分し換算係数を算出することとする。スギとヒノキの積載割合が算出されていない場合は、ヒノキの換算係数を適用することとする。

### 5 自家消費等により利用される木材の搬出材積の算出は、「造林事業(間伐及び更新伐)における搬出材積の算出について」(平成24年3月16日付第201100192497号鳥取県農林水産部森林・林業総室長通知)に定める方法により行うものとする。

### 6 事業主体からの申告による搬出材積の確定に当たっては、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事業主体からの申告による野帳、写真等で確認することとする。
- (2) 事業主体の申告による搬出材積と後に発行された出荷先の伝票との整合性は問わない。
- (3) 測定は搬出した土場で実施すること。
- (4) 全数末口径を測定すること。
- (5) 末口径は樹皮を除いた部分について測定すること。
- (6) 末口径の測定は2cm間隔とし、数値は切り捨てとする。ただし末口径14cm未満のものについては、1cm間隔とする。
- (7) 野帳、写真等は保管し、竣工検査時に提出すること。
- (8) 測定状況の写真を遠景及び近景、それぞれ1枚以上撮影すること。
- (9) その他「素材の日本農林規格」(昭和42年12月8日農林省告示第1841号)に基づくこと。

### 7 施行地の植栽木が2齢級であって、植栽木の樹高調査を行う必要がある場合(植栽木の樹高が明らかに3m以下の場合~~又は~~又は施行地内にクズ及び竹が繁茂している場合~~は~~を除く。)の下刈り

については、施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100m<sup>2</sup>を基準として設定した区域内の植栽木の樹高を測定して保管しておくこと（様式第5号）。

- 8 要領第1の1の(1)のクの保育間伐において、12 齢級を超える林分で、伐採しようとする樹木の胸高直径の平均が18cm未満の林分にあつては、施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100m<sup>2</sup>を基準として設定した区域内の伐採した不良木の平均胸高直径調査表を申請書等に添付するものとする。
- 9 要領第1の1の(1)のけの間伐において、地域の標準的な本数密度をおおむね5割上回る森林で実施する場合にあつては、施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100m<sup>2</sup>を基準として設定した区域内の成立本数を測定し保管しておくこと。
- 10 枝打ちを実施する場合にあつては、施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100m<sup>2</sup>を基準として設定した区域内の生立本数、枝打ち実施本数、枝打ち実施木の枝下高及び生枝の打ち上げ幅を測定し保管しておくこと（様式第6号）。
- 11 竹林林種転換を実施する場合にあつては、必要に応じて施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積25m<sup>2</sup>を基準として設定した区域内の成立本数を測定し保管しておくこと。
- 12 少花粉スギ・ヒノキ造林、耐雪性スギ造林、エリートツリー・早生樹造林を実施する場合にあつては、品種が特定できる書類を保管しておくこと。
- 13 保育間伐、間伐及び更新伐において選木ありの標準単価を適用する場合においては、「平成30年度造林事業に適用する標準単価の追加等について」（平成31年1月15日付第201800279228号森林づくり推進課長通知）に基づく書類を整理し保管しておくこと。
- 14 間伐、更新伐の施行地において、既設の森林作業道（「森林作業道作設指針の制定について」に基づき都道府県が作成した「森林作業道作設指針」に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合にあつては、「鳥取県造林事業等における既設の森林作業道の取り扱いについて」（平成30年9月20日付第201800166631号森林づくり推進課長通知）に基づく書類を整理し保管しておくこと。
- 15 カからケまでの標準地数は、施行面積1ha未満にあつては1箇所以上、1ha以上5ha未満にあつては2箇所以上、5ha以上10ha未満にあつては3箇所以上（以下、5ha増すごとに1箇所追加する。）とする。
- 16 冬期間の積雪等により鳥取県造林事業しゅん工検査内規（以下、「検査内規」という。）第7条に規定する現地確認が実施できないことが想定される施行地について事前計画等に基づく施行地の現地確認が完了した場合、現地確認を現地完了確認願により先行して実施することができる。なお、現地完了確認願は様式第7号のとおりとし、現地完了確認調書は、様式第8号のとおりとする。現地確認の箇所数は、原則、全数確認とする。ただし、写真により現地完了が確認できる施行地については、検査内規に準じて実施することができる。この場合、現地完了確認箇所の抽出は、検査内規に従って行うこととする。また、現地完了確認にかかる野帳は、検査内規に規定する造林検査野帳を用いることとする。現地確認に先行して現地完了確認を行った施行地（上記により抽出されなかった施行地を含む。）については、検査内規に基づく現地確認を省略することができる。

17 事前計画に基づき作設する森林作業道について、木材搬出等のためやむを得ず計画区間全体の完成を待たずに完了した一部区間を使用する必要がある場合は、使用開始までに当該完成済区間の現地確認を、現地完了確認願（様式第7号）が提出された場合につき、実施することができる。また、現地完了確認に係る野帳は、検査内規の規定を準用することとする。

なお、当該森林作業道のしゅん工は、残区間の現地検査をもって認めるものとする。

#### 第10 補助金の交付申請等について

1 人工造林または樹下植栽等における地拵え（特殊地拵えを含む）、植栽（事業完了までに相当期間を要する場合に限る。）の各々に要する経費に対する補助金交付申請は、当該経費に係る事業の終了の時期ごとに区分して申請することができる。

2 本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。

3 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林経営計画又は森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合は当該計画ごと（当該森林経営計画の対象とする森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含む。）を単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、次のいずれかの方法によるものとする。

（1）当該複数の事業主体が共同して行う方法。

（2）当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法。

（3）当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、これら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法。

4 事業主体は、複数の申請単位（前項に定める交付申請の単位をいう。以下同じ。）に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、第11に定める交付申請に係る書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。

5 事業主体は、前項の規定により一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

#### 6 交付申請の時期

交付申請の時期は、以下のとおりとする。

（1）下刈り 施業完了後概ね2か月以内。

（2）雪起こしは8月15日を目途とする。

（3）下刈り及び雪起こし以外の施業は1月末を目途とする。

#### 第11 補助金交付申請書の作成及び提出について

1 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は、竣工検査時に検査員は必要に応じ事業主体に主要測

点の復元を求め、検査するものとする。

また、間伐、更新伐及び一貫作業に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。

2 事業主体は、前項に掲げるもののほか、以下の書類を整備するものとする。なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、事業主体はこれらの書類を保管し、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。

(1) 測量野帳（様式第9号の例による。平均胸高直径調査表の調査野帳を含む。また、オルソ画像等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータを含む。）

(2) 間伐、更新伐に係る伐採木の搬出材積集計表及び現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表に係る証拠書類、現場監督費において、現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録

(3) 現地写真（第9の2により撮影した写真。ただし、第9の2の(1)を除く。）

(4) 要領第1の1の(4)のウの(ア)及び(イ)に掲げる査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、森林経営計画書又は実施権配分計画（事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請を行う場合はその写し。）

(5) 開設又は改良を行った森林作業道を管理する権原を有する者を明らかにする書類

5 森林経営計画（属人）の策定区域による補助事業にかかる事務の取扱いについて

(1) 補助事業にかかる事務について

ア 森林経営計画（属人）の策定区域が県下全域となる場合については、森林・林業振興局森林づくり推進課において、交付決定等にかかる事務を一括して行うこととする。

イ 森林経営計画（属人）の策定区域が県下全域ではないが、複数の地方事務所となる場合については、当該事業主体の営業所が位置する地方事務所において、交付決定等の補助事業にかかる事務を一括して行うこととする。

(2) 補助事業にかかる現地確認について

補助事業にかかる事務を一括して行っている森林・林業振興局森林づくり推進課又は地方事務所は、施行地を管轄する地方事務所に検査内規第7条に規定する現地確認を依頼し、施行地を管轄する地方事務所において現地確認を行うこととする。なお、現地確認完了後は現地確認結果を報告することとする。

## 第12 代理申請者への指導について

1 補助金の交付申請及び受領を代理申請者が行う場合は、第10の5、第11の各項の「事業主体」を「代理申請者」に読み替えるものとする。

2 代理申請者は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届（様式第10号の例による。）の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とすること。

3 代理申請者は、補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払の遅延や、他への流用をしないこと。

4 代理申請者が受領した補助金は、県が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、次に掲げる経費のうち直接その事業に係るものは、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができる。

(1) 補助金事務取扱手数料

(2) 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金

(3) 当該施行地の森林保険料

(4) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるもの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの

5 代理申請者は、補助金事務取扱手数料について、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図る。

### 第13 補助金査定の細則

#### 1 補助金額

(1) 間伐、更新伐及び一貫作業に係る補助金額は、同一の申請単位に係る伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐、更新伐又は一貫作業の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

ただし、市町村（次項第5号の規定を適用する場合は森林整備法人等を含む。）が請負に付して実行した事業の査定単位については、同項第2号、第3号又は第5号の規定により算定するものとする。

また、査定単位の一部に、以下に掲げる間伐、更新伐又は一貫作業が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位、当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位又は当該一貫作業とその他の一貫作業の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

ア 森林病虫害の被害拡大防止のため実施し、施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積が100m<sup>3</sup>を超えて実施した更新伐

イ 施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）1ha当たりの伐採木の搬出材積が10m<sup>3</sup>に満たない間伐、更新伐又は一貫作業

ウ 伐採方法が異なる間伐又は更新伐

エ 路網や作業ポイントが異なる間伐、更新伐又は一貫作業

(2) 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業の事業規模等に定める雪起こしの施行地の面積は、造林木の成立本数の30%以上が倒伏した林分の区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は実作業区域面積とする。

(3) 気象害等による被害森林で行う森林整備の施行地の面積は、被害区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は、実作業区域面積とする。

#### 2 査定係数

(1) 事業のうち森林経営計画等に基づいて行うものには、森林経営計画等において計画された施業のほか、以下を含むものとする。

ア 当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）

イ 当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし又は倒木起こし。

ウ 森林緊急造成において除伐を実施した施行地で、その後気象害等の被害を受けた場合に不良木淘汰として実施する保育間伐及び更新伐

- エ 当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設（当該対象森林と隣接する森林において当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。）の改良。
- (2) 要領第1の1の(4)のウの(イ)のbの森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うものには、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）を含む。
- (3) 次のいずれかで実施されるものについては、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。
- ア 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち森林経営計画策定者が施業代行者として行うもの
- イ 森林環境保全直接支援事業において査定係数90で実施する人工造林及び樹下植栽等の伐採造林届出書に基づいて行うもの
- ウ 森林環境保全直接支援事業において査定係数90で実施する下刈り等の施業代行者が実施するもの
- (4) 以下のいずれかに基づいて行う間伐及び更新伐については、当該施行地が補助金交付申請時又は申請後に森林経営計画の対象森林に含める意向があらかじめ確認できるものに限る。
- ア 森林経営計画対象林班内で当該計画に基づいて行う場合
- イ 隣接林班内で当該計画に基づいて行う場合
- (5) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、補助金交付申請の際に森林経営計画の作成に関する同意書（様式第11号）を添付し、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更を努めるものとする。
- (6) 森林環境保全直接支援事業の人工造林のうち、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採において、事業主体が伐採造林届出書を提出しなかったことに際し事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあっては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うことができるものとする。
- (7) 人工造林については、活着率が80%以上のものを補助対象とする。

### 3 標準経費

- (1) 7 齢級以下の森林のみからなる施行地において、車輛系集材システムにより間伐を初めて行う場合、間伐方法にかかわらず、列状間伐に係る標準単価を用いて算定する。ただし、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切と判断される施行地についてはこの限りでない。
- (2) 市町村が請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち次号により補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、実行経費が標準経費より低い場合は要領の「標準経費」は「実行経費」と読み替えるものとする。
- (3) 森林作業道整備のうち標準単価設定通知第2の10の(3)に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、次のア及びイを加算した額又はウに査定係数の100分の1及び補助率を乗じて（保全松林緊急保護整備における森林作業道整備にあっては補助率を乗じて）求めるものとする。
- ア 当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付12林野計第138号林野庁長官通知。以下「設計積算要領」という。）及

び森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付11林野計第133号林野庁長官通知）に基づき算出される経費

イ 標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費

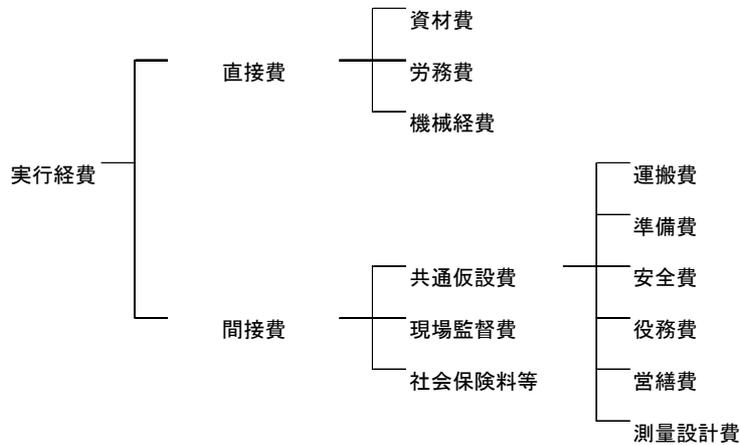
ウ 事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額

（表）

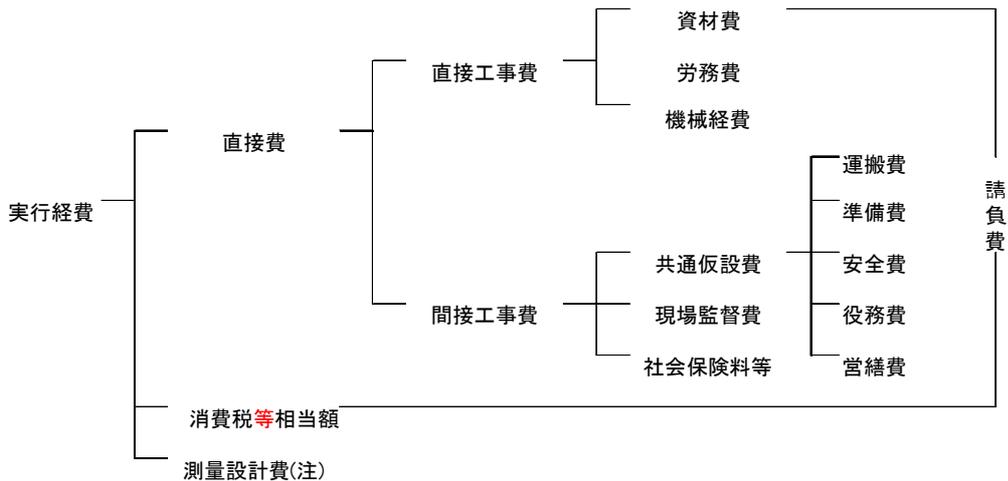
区分	事業主体	自ら実施	請負に付して実施
全施業種	市町村	標準経費	①と②のどちらか低い額 ①標準経費 ②実行経費
	その他事業主体		標準経費
標準断面又は標準設計が適用できない部分がある森林作業道	市町村	設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額	①と②のどちらか低い額 ①設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額 ②実行経費
	その他事業主体		

（4）実行経費は、次に掲げる経費とする。なお、経費の内容は、標準単価設定通知及び「造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について」（平成23年3月31日付22林整整第858林野庁整備課長通知）に準ずるものとする。また、請負に付して実行する場合にあっては、設計積算要領に準ずることができるものとする。

ア 事業主体が自ら実施する場合



イ 事業主体が請負に付して実行する場合



(注)測量設計費は、必要に応じ、消費税等相当額を加算することができる。

(5) 地拵えのみの申請書等を当年度に提出する場合であっても、翌年度植栽する樹種に応じた補助率を適用し、補助金計算をできることとする。ただし、地拵えの申請書等にかかる明細表に植栽樹種名を記載することとし、翌年度に植栽した樹種について、県の確認を受けること。

4 事業量

- (1) 要領で定める事業量は、実際に作業を行った面積等とする。
- (2) 間伐、更新伐、一貫作業の施行地に係る事業量は、既設の森林作業道（「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付林整整第656号林野庁長官通知）に基づき県が作成した「森林作業道作設指針」に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。
- (3) 間伐、更新伐の施行地における森林作業道の除地の取扱いについては、「鳥取県造林事業等における既設の森林作業道の取扱いについて」（平成30年9月20日付第201800166631号森林づくり推進課長通知）の規定に基づくこと。

(4) 森林作業道の規格を超える林業専用道等においては、本体施業の施業種に係らず、同一年度での施工及び先行開設での施工ともに除地とし、支障木伐採経費を計上すること。

## 5 その他

(1) 水田跡地における人工造林等の補助対象経費には、鋤床層の破碎、排水溝の設置、客土、盛土、有機物の施用等に要する経費を含めることができる。

(2) 災害等により被害を受けた施行地であって、当該災害発生年度の事業に係る施行地のうち本事業に係る補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の事業内容の確認が可能なものに限り、事業が完了したものとみなして補助金を交付することができる。この場合、事業が行われたことを証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

## 第14 補助金の交付に当たって付すべき条件等について

1 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金の返還額については、査定単位ごとに求めるものとする。

2 交付要綱別表第3の(15)の「補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業」は、森林環境保全整備事業とし、他の国庫補助事業を含まないものとする。

## 第15 補助金の経理等について

1 事業主体は、補助金の交付申請に係る書類及びその証拠書類について、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。また、事業主体は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその証拠書類を整備するものとする。

(1) 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿（様式第12号の例による）

(2) 施行地ごとの施行台帳（様式第13号の例による）

(3) 補助金及び経費明細書（様式第14号の例による）。なお、必要に応じ、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書（様式第15号の例による）を森林所有者等に通知するものとする。

2 代理申請者が補助金の交付申請及び受領を行う場合、前項の書類の整備は、代理申請者が行うこととする。

3 前2項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、台帳等のうち、電磁的記録により作成、整備、保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

## 第16 受託事業に係る経費の透明化について

森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体は、次の各項に定める手続を行うものとする。

1 事業前に経費の見込み（様式第16号の例による）を森林所有者に示すこと。

2 事業終了後は、速やかに当該経費の明細書（様式第17号の例による）を森林所有者に報告すること。

## 第17 その他

1 本事業により実施された森林施業の履歴の情報等について、県及び市町村は、それぞれの林務担当部局内でGISや森林クラウド等により情報共有を図るとともに、両者の密接な連携及び協力の下、森林簿等に適切に反映するものとする。

2 県は、本事業に係る補助金交付申請事務について、効率的に行えるように申請者を指導するとともに、当該申請により受領し検査を行った施行地の情報等（位置、区域、面積等）についてGISや森林クラウド等により管理し、今後の検査等への活用に努めるものとする。

- 3 事業主体は、請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとする。

附 則

この改正は、令和6年8月2日から施行し、令和6年度事業から適用する。

様式第1号（森林緊急造成）＜事業主体が県又は市町村以外の場合＞

〇〇地区森林広葉樹林化（又は針広混交林化）施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、〇〇地区森林広葉樹林化（又は針広混交林化）施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇森林組合（以下「甲」という。）が第2条に掲げる民有林（以下「〇〇地区森林生物多様性保全団地」という。）において、〇〇市町村（以下「乙」という。）及び森林所有者との合意のもと、広葉樹林化（又は針広混交林化）等の観点から施業が必要な森林について、施業を行うことを目的とする。協定は、甲、乙及び〇〇地区森林広葉樹林化（又は針広混交林化）団地の森林所有者の代表者（以下「丙」という。）の合意により締結する。

（協定締結事務の委任）

第2条 森林所有者は合意のもと、丙を置くものとする。  
2 森林所有者は丙に協定の締結事務について委任することができるものとする。

（区域及び面積）

第3条 協定の目的となる森林の区域及びその面積等は別紙1のとおりとする。

（事業主体が行う施業）

第4条 甲は、別紙2に定める森林施業の種類、実施方法及び時期等を遵守して森林整備を実施する。  
2 丙は森林施業の実施後、おおむね10年間は皆伐を行わないものとする。

（森林作業道の開設及びその他の施設の整備）

第5条 甲は、前条に掲げる事項を実施するために森林作業道、及びその他の施設の整備が必要なときは、別紙3に定めるところにより行うものとする。

（費用の負担）

第6条 事業に要する費用については、甲、乙、丙が協議し決定する。

（有効期間）

第7条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から（元号）〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（協定を遵守するための措置）

第8条 乙は、第4条の森林施業及び第5条の森林作業道の開設及びその他の施設の整備が計画的に実施されるよう指導、助言等を行うものとする。

（災害等による損害）

第9条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。  
2 第4条及び第5条に基づき実施した施業により、対象森林等の林相が著しく変化したり、又は立

木その他に損害を生じた場合にあっても、甲はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の承継等)

第10条 丙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定(以下、「権利の設定」という。)をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転(以下、「所有権の移転」という。)をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、森林所有者は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承服させるものとする。

2 丙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承服がなされない場合は、第4条及び第5条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 丙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第11条 丙が第4条第2項又は第10条第1項の規定に違反したときは、丙は甲の請求に従い、第4条及び第5条の整備のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第12条 次の各号においては、この協定は対象森林等の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林等の全部又は一部が滅失したとき。

(協定の変更又は廃止)

第13条 丙は、協定に参加する森林所有者全員の合意のもと、甲、乙に対しこの協定の廃止を申出ることができる。

2 丙は、協定に参加する森林所有者の過半数以上の合意のもと、甲、乙に対しこの協定の変更を申出ることができる。

3 第1項及び第2項の申出があった場合、変更又は廃止について甲、乙、丙が協議して決定するものとする。

4 甲又は乙が、この協定の変更若しくは廃止をしようとするときは、甲又は乙は協議会等を開催し、丙の参加を求めたうえで協議して決定するものとする。

(その他)

第14条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は別に定める。

上記の協定の締結に同意します。

(元号) 年 月 日

甲

住所

氏名

乙

住所

氏名

丙

住所

氏名





別紙 3

森林作業道及びその他の施設の設置等

	名称	開設等	工事期間等	実施主体	管理主体	備考
森林作業道の整備等	森林作業道 〇〇線	延長 〇〇 k m  〇〇林小班	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日	〇〇森林組合	〇〇森林組合	

様式第2号（被害森林整備）＜事業主体が県又は市町村以外の場合＞

〇〇地区被害森林整備施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、〇〇地区被害森林整備協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇森林組合（以下「甲」という。）が第2条に掲げる民有林（以下「〇〇地区被害森林整備団地」という。）において、〇〇市町村（以下「乙」という。）及び被害森林所有者との合意のもと、気象害等による被害森林の復旧のため必要な施業を行うことを目的とする。協定は、甲、乙及び〇〇地区被害森林所有者の代表者（以下「丙」という。）の合意により締結する。

（協定締結事務の委任）

第2条 被害森林所有者は合意のもと、丙を置くものとする。

2 被害森林所有者は丙に協定の締結事務について委任することができるものとする。

（区域及び面積）

第3条 協定の目的となる森林の区域及びその面積等は別紙1のとおりとする。

（事業主体が行う施業）

第4条 甲は、別紙2に定める森林施業の種類、実施方法及び時期等を遵守して森林整備を実施する。

2 丙は森林施業の実施後、おおむね10年間は皆伐を行わないものとする。

（森林作業道の開設及びその他の施設の整備）

第5条 甲は、前条に掲げる事項を実施するために森林作業道、及びその他の施設の整備が必要なときは、別紙3に定めるところにより行うものとする。

（費用の負担）

第6条 事業に要する費用については、甲、乙、丙が協議し決定する。

（有効期間）

第7条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から（元号）〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（協定を遵守するための措置）

第8条 乙は、第4条の森林施業及び第5条の森林作業道の開設及びその他の施設の整備が計画的に実施されるよう指導、助言等を行うものとする。

（災害等による損害）

第9条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第4条及び第5条に基づき実施した施業により、対象森林等の林相が著しく変化したり、又は立

木その他に損害を生じた場合にあっても、甲はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の承継等)

第10条 丙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定(以下、「権利の設定」という。)をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転(以下、「所有権の移転」という。)をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、森林所有者は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承服させるものとする。

2 丙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承服がなされない場合は、第4条及び第5条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 丙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第11条 丙が第4条第2項又は第10条第1項の規定に違反したときは、丙は甲の請求に従い、第4条及び第5条の整備のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第12条 次の各号においては、この協定は対象森林等の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林等の全部又は一部が滅失したとき。

(協定の変更又は廃止)

第13条 丙は、協定に参加する森林所有者全員の合意のもと、甲、乙に対しこの協定の廃止を申出ることができる。

2 丙は、協定に参加する森林所有者の過半数以上の合意のもと、甲、乙に対しこの協定の変更を申出ることができる。

3 第1項及び第2項の申出があった場合、変更又は廃止について甲、乙、丙が協議して決定するものとする。

4 甲又は乙が、この協定の変更若しくは廃止をしようとするときは、甲又は乙は協議会等を開催し、丙の参加を求めたうえで協議して決定するものとする。

(その他)

第14条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は別に定める。

上記の協定の締結に同意します。

(元号) 年 月 日

甲

住所

氏名

乙

住所

氏名

丙

住所

氏名





別紙 3

森林作業道及びその他の施設の設置等

	名称	開設等	工事期間等	実施主体	管理主体	備考
森林作業道の整備等	森林作業道 〇〇線	延長 〇〇 k m  〇〇林小班	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日	〇〇森林組合	〇〇森林組合	

様式第3号（林相転換特別対策（特定スギ人工林））＜事業主体が県又は市町村以外の場合＞

特定機能回復事業（林相転換特別対策（特定スギ人工林））の実施に関する協定書（例）

〇〇（地方公共団体）（以下「甲」という。）、〇〇（森林所有者）（以下「乙」という。）及び〇〇（事業主体）（以下「丙」という。）は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）、鳥取県造林事業費補助金交付要綱（平成14年8月2日付森保第336号鳥取県農林水産部長通知）、鳥取県造林事業実施要領（平成14年8月2日付森保第337号鳥取県農林水産部長通知）及び鳥取県造林事業実施要領の運用について（平成18年6月13日付第200600016903号鳥取県農林水産部長通知）に基づく特定機能回復事業（林相転換特別対策（特定スギ人工林））の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、花粉発生源であるスギ人工林を伐採し、花粉の少ない品種や花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種へ植替えることで、花粉症対策に資することを目的とする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、（元号）〇年〇月〇日から（元号）〇年〇月〇日まで（第4条の施業の実施完了年度の翌年度の初日から起算して最低10年間は担保すること）とする。

2 この協定の目的の達成上特に必要と認める場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ、この協定を更新することができる。

（対象とする森林）

第3条 協定の対象とする森林は、林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林であり、別紙のとおりとする。

（別紙とせず、以下のとおりとして本条で対象森林を明記することも可。また、対象森林は、都道府県において設定された「スギ人工林伐採重点区域」であることに留意。）

（対象森林における施業）

第4条 丙は、前条に掲げる森林において、伐採から植替えまでの一貫作業を実施するとともに、確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。

（当事者の義務）

第5条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（1）甲の義務

丙が実施する事業が円滑に実施されるよう関係者との連絡調整を図るとともに、乙及び丙の義務が履行されるよう、必要に応じて乙及び丙に助言等を行うこと。

（2）乙の義務

ア 丙が実施する業務に協力し、その実施に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ この協定の期間中は対象とする森林を転用しないこと。

ウ 対象とする森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合、その処理解決に当たること。

(3) 丙の義務

ア 前条の施業の実施に当たり、着手及び完了並びに施業実施における疑義について速やかに甲及び乙に報告すること。

イ 一貫作業の実施に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）を遵守すること。

ウ 植栽する苗木については、花粉の少ない品種又は鳥取県において花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種であることを確認すること。

(災害等による損害)

第6条 事業実施中及び完了後において、火災、天災及びその他甲及び丙の責めに帰し得ない事由により、対象とする森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙は責任を負わない。

(協定の承継等)

第7条 乙は、対象とする森林を第三者に譲渡した場合や新たな権利関係を設定した場合又は相続により所有権の移転があった場合は、当該者に対しこの協定を承継するものとする。

2 前項の場合において、譲渡を受けた者又は新たな権利関係を設定した者がこの協定の承継を拒んだときは、乙は、丙が負担した第4条の施業のための費用相当額を丙に支払うものとする。また、相続により所有権の移転を受けた者がこの協定の承継を拒んだときは、所有権の移転を受けた者が同条の施業のための費用相当額を丙に支払うものとする。

3 乙は、この協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかに丙を経由して甲に書面で通知するものとする。

(特別の事情による協定の失効)

第8条 次に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象とする森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災及びその他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象とする森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 乙が第5条第2号イの規定に違反したときは、乙は、丙が第4条の施業に対し交付を受けた補助金相当額を丙に支払うものとする。

2 前項の場合においては、丙は、第4条の施業に対し交付を受けた補助金相当額を、鳥取県に返還するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義の生じた事項については、別途甲、乙及び丙が協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印又は署名のうえ、各自その1通を所持する。

(元号) ○○年○月○日

甲 住 所      ○○  
    団体名      ○○ (地方公共団体)  
    代表者      ○○ (首長氏名)

乙 住 所      ○○  
    氏 名      ○○ (森林所有者)

丙 住 所      ○○  
    団体名      ○○ (事業主体)  
    代表者      ○○ (代表者氏名)



様式第4号

花粉発生源対策促進事業にかかる事前計画

番 号  
(元号) 年 月 日

地方事務所長等 様

職 氏名

鳥取県造林事業実施要領第2の2の(2)の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 対象区域及び面積
- 2 実施予定期間
- 3 添付書類
  - (1) 事前計画(概数)
  - (2) 計画図
  - (3) 苗木発注書等

事前計画（概数）

1 伐倒・搬出集積・地拵え・植栽

実施 予定年度	予定箇所	森林現況		実施面積 (ha)	搬出材積 (m <sup>3</sup> )	出材 予定時期	作業 システム	植栽苗木		森林経営計画 認定番号等
		樹種	林齢					樹種	品種	

※1 作業システム欄においては、車両系又は架線系と記載すること。

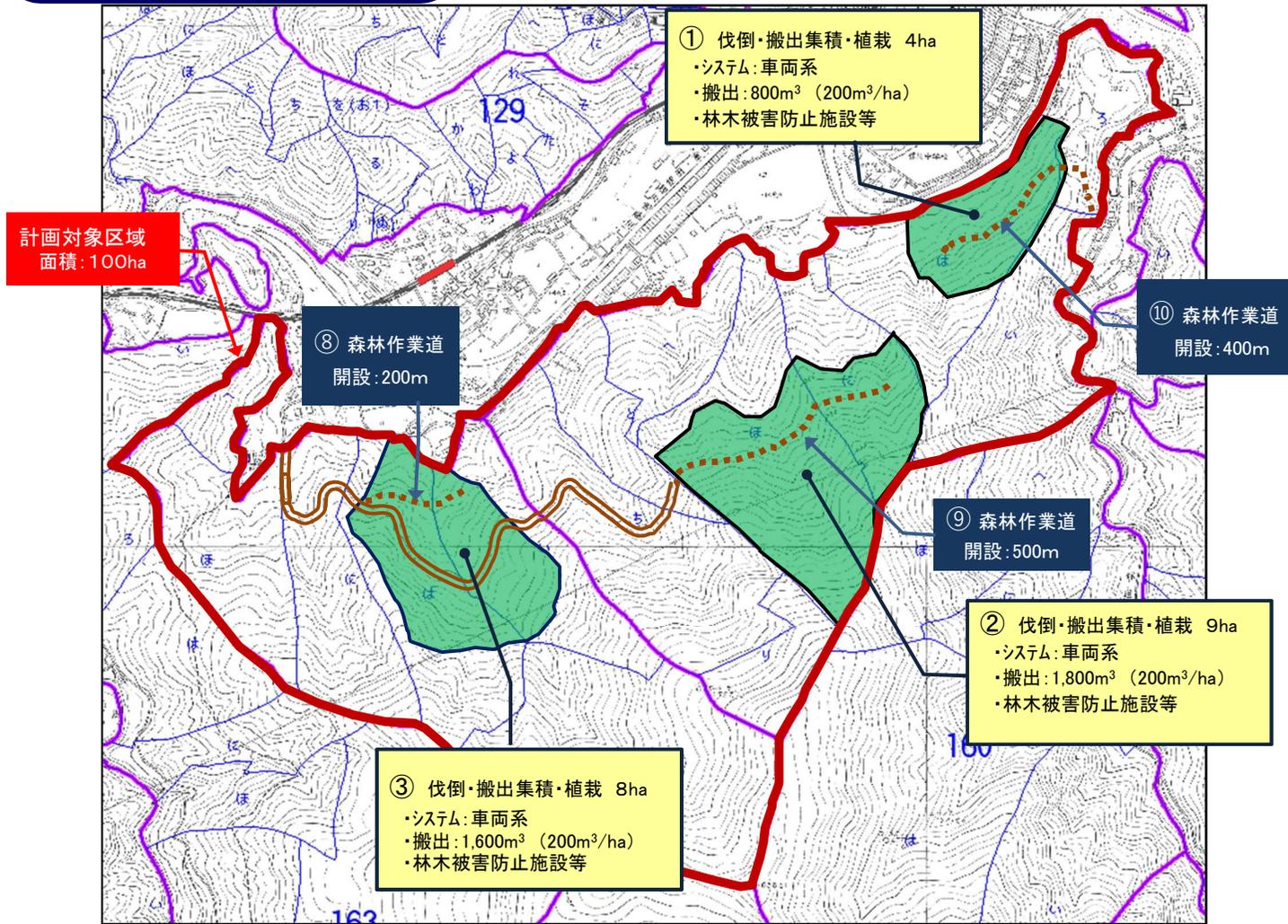
2 林木被害防止施設等整備

実施 予定年度	予定箇所	施設名	延長(m)

3 森林作業道整備

実施 予定年度	予定箇所	延長		権原を有する者	現況路網密度 (m/ha)
		開設(m)	改良(m)		

## 計画図（記載例）



下刈施行地における植栽木樹高調査表

申請番号		調査地①		調査地②		調査地③		調査地④	
番号	樹高								
1		1		1		1		1	
2		2		2		2		2	
3		3		3		3		3	
4		4		4		4		4	
5		5		5		5		5	
6		6		6		6		6	
7		7		7		7		7	
8		8		8		8		8	
9		9		9		9		9	
10		10		10		10		10	
11		11		11		11		11	
12		12		12		12		12	
13		13		13		13		13	
14		14		14		14		14	
15		15		15		15		15	
16		16		16		16		16	
17		17		17		17		17	
18		18		18		18		18	
19		19		19		19		19	
20		20		20		20		20	
21		21		21		21		21	
22		22		22		22		22	
23		23		23		23		23	
24		24		24		24		24	
25		25		25		25		25	
計	0.0								
平均樹高	0.0								

総平均 0.0

<記載注意>

- 1 樹高は小数点 2 位以下を切り捨て、小数点 1 位まで記載すること。

枝打ち調査表

樹種

申請番号								
標準地A			標準地B			標準地C		
番号	枝下高 (m)	枝打ち幅 (m)	番号	枝下高 (m)	枝打ち幅 (m)	番号	枝下高 (m)	枝打ち幅 (m)
1			1			1		
2			2			2		
3			3			3		
4			4			4		
5			5			5		
6			6			6		
7			7			7		
8			8			8		
9			9			9		
10			10			10		
11			11			11		
12			12			12		
13			13			13		
14			14			14		
15			15			15		
16			16			16		
17			17			17		
18			18			18		
19			19			19		
20			20			20		
21			21			21		
22			22			22		
23			23			23		
24			24			24		
25			25			25		
平均			平均			平均		
生立本数 ①			生立本数 ④			生立本数 ⑦		
枝打実施本数 ②			枝打実施本数 ⑤			枝打実施本数 ⑧		
枝打ち実施率 ③=②/①			枝打ち実施率 ⑥=⑤/④			枝打ち実施率 ⑨=⑧/⑦		

ha当り枝打ち実施本数

(例：(②+⑤+⑧) / 3 × 100)

本/ha

平均枝打ち実施率

(例：(③+⑥+⑨) / 3)

%

- ※1： 枝下高は、枝下高が地上1メートルを超え2メートル未満の植栽木も含めて、標準地内における枝打ちを実施した全ての植栽木について、枝下高を確認し、その平均値を当該標準地の平均枝下高とする。
- ※2： 枝打ち幅は、地上1メートル以上の高さの枝打ち幅が1メートル未満の植栽木も含めて、標準地内における枝打ちを実施した全ての植栽木について、地上1メートル以上の高さの枝打ち幅を確認し、その平均値を当該標準地の平均枝打ち幅とする。
- ※3： 枝打ち実施本数は、上記※2において枝打ち幅を測定した植栽木を枝打ち実施本数とする。

様式第7号

番  
(元号)年 月 日

職・氏名 様

事業主体  
(代理人)氏 名

(元号)年度鳥取県造林事業費補助金に係る現地完了確認願

(元号)年 月 日に提出した事前計画に基づく現地施行が別紙のとおり完了したので、現地完了の確認をしてください。

1 添付書類

本運用第9の第16項の場合は、様式第7号 別紙

本運用第9の第17項の場合は、完成済区間の造林作業道設計書 (任意様式)



現地完了確認調書

地方機関		事業名		市町村		現地確認者		現地確認者					
申請 番号	枝番	事業主体	施行地			確認結果						現地 確認日	備考
			大字	字	地番	事業種	樹種	面積	本数	森林作業道			
										幅員	延長		
計							件数	面積	本数				

- (注) 1 事業名は、森林環境保全直接支援事業、機能回復整備事業の区分を記入すること。  
 2 事業種は、人工造林、保育間伐、間伐、更新伐、森林作業道整備、花粉発生源植替え等の区分を記入すること。  
 3 現地完了確認を実施した施行地については、備考欄に現地確認と記入すること。  
 4 現地確認者は、署名又は記名すること。

様式第 9 号

測 量 野 帳

申請番号： X累計 mm  
 造林所在地： Y累計 mm  
 森林所有者： 水距累計 mm  
 測定者： 高度累計 mm  
 立会者： 精度 /  
 測定年月日： 年 月 日  
 摘要： 面積 ha

視準点	測定点	方位角	高低角	斜距離	水平距離	高低差	Y	X	Z

注 1： 申請番号は、原則として補助金交付申請書の申請番号と一致させる。

注 2： 造林所在地は、字（大字）・地番を記載する。

注 3： 摘要は、事業の種類を記載する。

注 4： 面積の単位はhaとし、小数点以下第 3 位を切り捨て第 2 位に止める。

注 5： 角度の単位は度とする。長さの単位はmとし、小数点以下第 2 位を切り捨て第 1 位に止める。

★申請 単位 番号	★整理 番号	★申請番号 (コード番号)	施行地		★林小班			作業種	樹種	林齢 (植栽年度)	面積 (延長)	間伐率	森林経営計画等	集約化実施計画	事前計画 提出日 (人工造 林、間伐、 更新伐)	図 面 番 号	育 単 ・ 育 複 別	備考	★所有 者、地番 確認
			(大字字)	(地番)	林班	小班	枝番						認定番号	承認番号					
			○○○	1234	20	1	ア	間伐 (定性)	スギ	35	2.30	30	202-14-303	—	250501	①	単	(経営計画)	
			○○○	5678	20	2	イ	間伐 (列状)	スギ	40	1.22	30	202-14-303	—	250501	②	単		
			○○○	910	20	3	ウ	間伐 (定性)	スギ	35	1.88	30	202-14-303	—	250501	③	単		
	小計										5.40								
			○○○	111	30	1	ア	間伐 (列状)	スギ	47	2.98	30	202-14-101	240-15-222	250501	④	単	(経営計画)	
			○○○	222	30	2	ア	間伐 (列状)	スギ	50	2.33	30	—	240-15-222	250501	⑤	単	(特定間伐)	
	小計										5.31								
			○○○	333	210	3	ア	保育間伐	スギ	30	0.61	30	202-14-384	—	—	⑥	単	(経営計画) 胸高直径調査表	
	小計										0.61								
			○○○	444	214	1	ア	除伐	スギ	20	1.12		202-14-384	—	—	⑦	単	(経営計画)	
	小計										1.12								
	合計										11.83								
使用苗木			完了年月日			年 月 日			これまでに、この場所のこの事業につき補助金又は融資を受けたこと							有・無			
その他必要な事項  上記のとおり完了したので届けます。なお、鳥取県造林事業費補助金交付申請の手続きをお願いします。  <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>○○森林組合長 ○○ ○○殿</span> <span>事業者 住所 氏名</span> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年 月 日                 </div>																			

記載の注意

- 1) ★印は森林組合で記入します。
- 2) 事業箇所の番地は正確に書いてください。
- 3) 事業者氏名は、施行地の所有者(登記されている人又は税を納めている人)の名前でお願いします。
- 4) 所有者や地番等がわからないときは御相談ください。
- 5) 記入欄が不足する場合は、別紙で表をつけてください。

- 注1:「所有者、地番確認欄」は、「林地台帳」等と記載する。
- 注2 完了届は、申請番号の順に綴じて森林組合等において保存する。
- 注3:個人ごとの別紙とせず、一覧表形式にすることができる。

森林経営計画の作成に関する同意書

(元号) 年 月 日

職 氏名 様

住所  
申請者  
氏名

私は、鳥取県造林事業の申請書等提出に当たって、次の事項について同意します。

- 1 下記の箇所について、原則として当該申請書等提出時を含む年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とする意向を有すること。
- 2 地方事務所長又は森林づくり推進課長は、下記の関係市町村に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の申請箇所が存する林班内又は森林法施行規則（昭和 2 6 年農林水産省令第 5 4 号）第 3 3 条第 1 号ロに定める区域内において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

(申請書等提出箇所)

(単位：h a)

申請番号・枝番	市町村	林班	小班	造林所在地	面積

森林経営計画の作成に関する同意書

(元号) 年 月 日

職 氏名 様

住所  
申請者  
氏名

私は、鳥取県造林事業の申請書等提出に当たって、次の事項について同意します。

※必要に応じて次の文言を追記する。

なお、下記の箇所については、申請書等提出時において同一林班内又は森林法施行規則（昭和 2 6 年農林水産省令第 5 4 号）第 3 3 条第 1 号ロに定める区域（以下「区域」という。）内に他の者による森林経営計画（属人計画を除く）が作成されているが、森林経営に関する方針等が一致しない等、森林経営計画の作成に係る協議が整わず、森林経営計画の対象森林とすることができないことを申し添えます。

- 1 下記の箇所について、今後、森林経営計画を作成するよう努めること。
- 2 下記の箇所について、同一林班内又は区域内に森林経営計画が作成されるなど森林経営計画の認定要件を満たすこととなった場合は、速やかに当該箇所を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。
- 3 地方事務所長又は森林づくり推進課長は、下記の関係市町村に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の箇所を含む林班内又は区域内において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

(申請書等提出箇所)

(単位：h a)

申請番号・枝番	市町村	林班	小班	造林所在地	面積

様式第12号

収入及び支出を明らかにした帳簿

申請単位番号	年月日	摘要	収入	支出	差引額	備考
			円	円	円	

注1:「摘要」欄には、収入(支出)先を記入する。

注2:「備考」欄に事項(苗木代、肥料代等)を記入する。





様式第15号

〇〇年度補助金及び経費通知書

事業主体 〇〇 〇〇 殿

代理人 〇〇森林組合  
組合長 〇〇 〇〇

申請の委任があった〇〇年度鳥取県造林事業費補助金について、今回補助金額が決定、交付されました。つきましては、依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり精算の上、配付することとなりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので、遵守されるよう併せて通知します。

記

1 補助金額

〇〇年度 交付額 円

2 精算額

(1)事務取扱手数料 円

(2)〇〇〇の立替代金 円

(3)森林保険料 円

計 円

3 差引支払額 円

4 配付方法

〇年〇月〇日、〇〇銀行貴殿預金口座に振り込みました。

(現金交付の場合は、「〇年〇月〇日～〇年〇月〇日の〇時から〇時の間に、本状及び印鑑を持参の上、必ずご本人が〇〇までお出かけください。」とする。)

5 交付条件

様式第 1 6 号

見積書 (例)

所在地	市町村	大字・字	地番	林班	小班	枝番	所有者		
森林現況	面積	ha	樹種	林齢	年生	成立本数	本	立木材積	$m^3$ $m^3/ha$
施業内容	伐採率	%	伐採本数	本	搬出材積		$m^3$ $m^3/ha$	作業道開設	m

事業費内訳

調査・選木	面積	ha × 単価	円/ha	①	
作業道設計	延長	m × 単価	円/m × 負担割合	%	②
伐採	除伐・切捨て	面積	ha × 単価	円/ha	
	伐倒	本数	本 × 単価	円/本	
	造材	搬出材積	$m^3$ × 単価	$m^3/ha$	
	集材	搬出材積	$m^3$ × 単価	$m^3/ha$	
	小計				③
作業道開設	開設	延長	m × 単価	円/m	④
	資材 1	構造物	個 × 単価	円/個	⑤
	資材 2	構造物	個 × 単価	円/個	⑥
	資材 3	構造物	個 × 単価	円/個	⑦
	負担割合	④～⑦の計	円 × 負担割合	%	⑧
機械回送	台数	台 × 単価	円/台 × 負担割合	%	⑨
直接事業費計	①②③⑧⑨の計				⑩
諸経費	⑩	×	%		⑪
手数料	⑩⑪の計	×	%		⑫
消費税	⑫の 8 %				⑬
事業費計	⑩～⑬の計				⑭

補助金

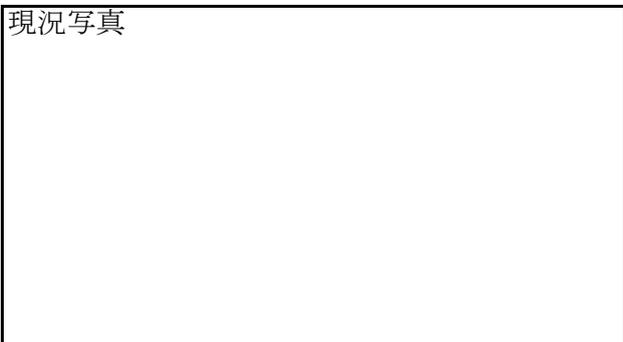
造林補助金	事業名 ( )	ha	
作業道開設補助金	事業名 ( )	m	
計			⑰

森林保険料

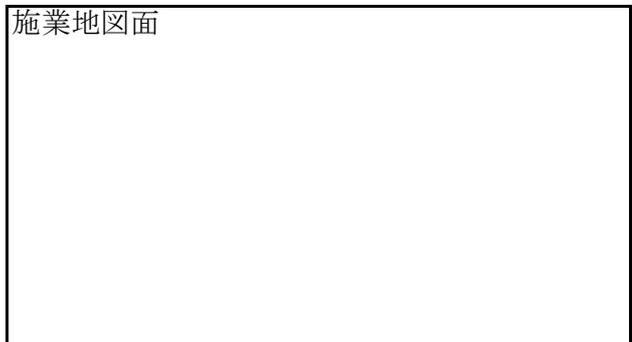
保険料 (1 年分)	面積	ha × 単価	円/ha	⑱
------------	----	---------	------	---

想定見積額	⑭ - ⑰ + ⑱	
-------	-----------	--

現況写真



施業地図面



注 1 : 森林の状況 (施業の必要性)、施業内容、目標林型、次回の施業方針等を説明する。  
 注 2 : 他の施業の場合は、施業内容及び事業費内訳を適宜修正する。

殿

〇〇森林組合  
組合長 〇〇 〇〇

下記について、別紙のとおり経費を精算しました。

契約締結 年月日	年 月 日	工期	着工	年 月 日	完了	年 月 日	
所在地	市町村	大字・字	地番	林班	小班	枝番	所有者
森林 現況	面積	樹種	林齢	年生	成立 本数	本 本/ha	立木 材積
施業 内容	伐採 率	%	伐採 本数	本 本/ha	搬出 材積	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /ha	作業道 開設

(別紙)

事業費内訳

調査・選木	面積	ha × 単価	円/ha	①
作業道設計	延長	m × 単価	円/m × 負担割合	% ②
伐採	除伐・切捨て	面積	ha × 単価	円/ha
	伐倒	本数	本 × 単価	円/本
	造材	搬出材積	m <sup>3</sup> × 単価	m <sup>3</sup> /ha
	集材	搬出材積	m <sup>3</sup> × 単価	m <sup>3</sup> /ha
	小計			③
作業道開設	開設	延長	m × 単価	円/m ④
	資材1	構造物	個 × 単価	円/個 ⑤
	資材2	構造物	個 × 単価	円/個 ⑥
	資材3	構造物	個 × 単価	円/個 ⑦
	負担割合	④～⑦の計	円 × 負担割合	% ⑧
機械回送	台数	台 × 単価	円/台 × 負担割合	% ⑨
直接事業費計	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の計			⑩
諸経費	⑩	×	%	⑪
手数料	⑩⑪の計	×	%	⑫
消費税	⑫の8%			⑬
事業費計	⑩～⑬の計			⑭

補助金

造林補助金	事業名 ( )	ha
作業道開設補助金	事業名 ( )	m
計		⑰

森林保険料

保険料(1年分)	面積	ha × 単価	円/ha	⑱
----------	----	---------	------	---

精算額	⑭ - ⑰ + ⑱
-----	-----------

現況写真	施業地区図面
------	--------

注1：森林の状況（施業の必要性）、施業内容、目標林型、次回の施業方針等を説明する。  
注2：他の施業の場合は、施業内容及び事業費内訳を適宜修正する。